

## 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の新旧対照表(案)

※        は変更点を意味する。

現 行	改 訂 後
<p>第1章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）</p> <p>第1節 会計監査人の監査の導入目的</p> <p>国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の制度設計の主眼は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等 教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国とは別の法人格を有する国立大学法人等を創設して教育研究に係る業務を行わせることとし、国立大学法人等に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の状況について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに応じた業務を実施することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、国立大学法人等の業務の特性に則した効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第37条で国立大学法人等の会計は原則として企業会計原則によるものとし、第38条で国立大学法人等に対して財務諸表の作成と文部科学大臣による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の作成する会計監査報告を添付</p>	<p>第1章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）</p> <p>第1節 会計監査人の監査の導入目的</p> <p>国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の制度設計の主眼は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等 教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国とは別の法人格を有する国立大学法人等を創設して教育研究に係る業務を行わせることとし、国立大学法人等に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の状況について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに応じた業務を実施することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、国立大学法人等の業務の特性に則した効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第37条で国立大学法人等の会計は、<u>文部科学省令で定めるところにより</u>、原則として企業会計原則によるものとし、第38条で国立大学法人等に対して財務諸表の作成と文部科学大臣による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会</p>

現 行	改 訂 後
<p>することを義務付けるとともに、第39条で国立大学法人等に対して、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、会計監査人による監査を受けることを義務付けている。</p> <p>また、国立大学法人等が財務諸表を作成する際の基準として、国立大学法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>国立大学法人等に対する会計監査人の監査は、国立大学法人等が作成した財務諸表等の信頼性を担保すること、すなわち、法人法並びに国立大学法人会計基準及び同注解に基づき作成された財務諸表等が、国立大学法人等の財政状態、運営状況等財務運営に関する真実の情報を正しく表示していることを担保するものである。</p>	<p>計監査人の作成する会計監査報告を添付することを義務付けるとともに、第39条で国立大学法人等に対して、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、会計監査人による監査を受けることを義務付けている。</p> <p>また、国立大学法人等が財務諸表を作成する際の基準として、国立大学法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>国立大学法人等に対する会計監査人の監査は、国立大学法人等が作成した財務諸表等の信頼性を担保すること、すなわち、法人法並びに国立大学法人会計基準及び同注解に基づき作成された財務諸表等が、国立大学法人等の財政状態、運営状況等財務運営に関する真実の情報を正しく表示していることを担保するものである。</p>
<p>第2節 会計監査人の監査の位置付け</p> <p>国立大学法人等は、「その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営する」（準用通則法第3条第1項）責務を負っている。このような国立大学法人等の公共的性格から、準用通則法第39条では、国立大学法人等に対する 会計監査人の監査は、財務諸表に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書もその対象としている。これらの書類が監査の対象とされる理由は、以下のとおりである。</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、文部科学大臣の承認（準用通則法第38条第1項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とす</p>	<p>第2節 会計監査人の監査の位置付け</p> <p>国立大学法人等は、「その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営する」（準用通則法第3条第1項）責務を負っている。このような国立大学法人等の公共的性格から、準用通則法第39条では、国立大学法人等に対する 会計監査人の監査は、財務諸表に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書もその対象としている。これらの書類が監査の対象とされる理由は、以下のとおりである。</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、文部科学大臣の承認（準用通則法第38条第1項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とす</p>

現 行	改 訂 後
<p>るものである。財務諸表監査は、国立大学法人等の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、国立大学法人等の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、国立大学法人等が文部科学大臣に財務諸表を提出する際、その参考として添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、文部科学大臣の承認の対象ではなく、提出に際しても、準用通則法上、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>決算報告書も、財務諸表を提出する際に添付される書類であり、文部科学大臣の承認の対象ではない。決算報告書の監査は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかをチェックするためのものである。国立大学法人等は、効率的な業務運営のために、中期目標、中期計画及び事後評価の仕組みが導入されており、事前計画との対比が重視されている。このため、決算報告書に関しては、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかについて、会計監査人の監査が求められるものと考えられる（準用通則法第38条第1項及び第2項参照）。</p> <p>以上のように、準用通則法第39条における会計監査人の監査は、会社法監査と類似した財務諸表に対する監査に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する監査や、国立大学法人等の業務運営の方法を反映し、予算決算対比を目的とする決算報告書監査も求められている。しかしながら、国立大学法人等に対する会計監査は、あくまで財務諸表に対する監査が制度の中核であるとする。財務諸表は文部科学大臣の承認を要する書類であり、</p>	<p>るものである。財務諸表監査は、国立大学法人等の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、国立大学法人等の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、国立大学法人等が文部科学大臣に財務諸表を提出する際、その参考として添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、文部科学大臣の承認の対象ではなく、提出に際しても、準用通則法上、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分、<u>すなわち、事業報告書の記載のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分</u>について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>決算報告書も、財務諸表を提出する際に添付される書類であり、文部科学大臣の承認の対象ではない。決算報告書の監査は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかをチェックするためのものである。国立大学法人等は、効率的な業務運営のために、中期目標、中期計画及び事後評価の仕組みが導入されており、事前計画との対比が重視されている。このため、決算報告書に関しては、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかについて、会計監査人の監査が求められるものと考えられる（準用通則法第38条第1項及び第2項参照）。</p> <p>以上のように、準用通則法第39条における会計監査人の監査は、会社法監査と類似した財務諸表に対する監査に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する監査や、国立大学法人等の業務運営の方法を反映し、予算決算対比を目的とする決算報告書監査も求められている。しかしながら、国立大学法人等に対する会計監査は、あくまで財務諸表に対する監査が制度</p>

現 行	改 訂 後
<p>会計専門家による一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかの監査が強く要請されるからである。</p> <p>国立大学法人等への会計監査については、企業会計及び独立行政法人における財務諸表監査の考え方を参考とすることにより、会計監査人の専門的な能力や実務面での蓄積を活用することが期待されるものとする。</p>	<p>の中核であるとする。財務諸表は文部科学大臣の承認を要する書類であり、会計専門家による一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかの監査が強く要請されるからである。</p> <p>国立大学法人等への会計監査については、企業会計及び独立行政法人における財務諸表監査の考え方を参考とすることにより、会計監査人の専門的な能力や実務面での蓄積を活用することが期待されるものとする。</p>
<p>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</p> <p>国立大学法人会計基準では、「国立大学法人等の会計は、国民その他の利害関係者の国立大学法人等の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、国立大学法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、国立大学法人等の会計監査においても企業及び独立行政法人の会計監査と同様である。</p> <p>したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>国立大学法人等の会計監査における重要性を判断するに際しては、国立大学法人等の公共的性格に鑑み、企業の会計監査と比較して、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなければならない。</p> <p>もともと、国立大学法人等の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、すべての誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、国立大学法人等の会計監査のすべてに妥当するような一般的かつ客</p>	<p>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</p> <p>国立大学法人会計基準では、「国立大学法人等の会計は、国民その他の利害関係者の国立大学法人等の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、国立大学法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、国立大学法人等の会計監査においても企業及び独立行政法人の会計監査と同様である。</p> <p>したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>国立大学法人等の会計監査における重要性を判断するに際しては、国立大学法人等の公共的性格に鑑み、<del>企業の会計監査と比較して、</del>量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなければならない。</p> <p>もともと、国立大学法人等の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、すべての誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、国立大学法人等の会計監査のすべてに妥当するような一般的かつ客</p>

現 行	改 訂 後
<p>観的な具体的基準を示すことは、国立大学法人等の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。</p> <p>したがって、国立大学法人等の会計監査においては、企業の会計監査においても重要性判断に対する期待水準が高まりつつある傾向を踏まえ、国立大学法人等の公共的性格、監査実施の効率性等とともに、主たる業務内容が教育研究である特性を勘案して、職業的専門家としての会計監査人は、専門的見地から重要性の判断を行わなければならない。</p> <p>会計監査の実施過程において、誤謬等を発見した場合の手続については後述するが、国立大学法人等の公共的性格に鑑みれば、会計監査人は、量的には重要ではなくとも質的側面から検討を要する誤謬等を発見した場合などに、他の項目への影響等も考慮し、状況によっては、監査計画を見直すなど適切に対応しなければならない。</p>	<p>観的な具体的基準を示すことは、国立大学法人等の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。</p> <p>したがって、国立大学法人等の会計監査においては、企業の会計監査においても重要性判断に対する期待水準が高まりつつある傾向を踏まえ、国立大学法人等の公共的性格、監査実施の効率性等とともに、主たる業務内容が教育研究である特性を勘案して、職業的専門家としての会計監査人は、専門的見地から重要性の判断を行わなければならない。</p> <p>会計監査の実施過程において、誤謬等を発見した場合の手続については後述するが、国立大学法人等の公共的性格に鑑みれば、会計監査人は、量的には重要ではなくとも質的側面から検討を要する誤謬等を発見した場合などに、他の項目への影響等も考慮し、状況によっては、監査計画を見直すなど適切に対応しなければならない。</p>
<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>国立大学法人等の制度の特徴は、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の状況について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに応じた業務を実施することにある。また、国立大学法人等は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、業務の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、国立大学法人等の業務が効果的かつ効率的に実施されたかについては、文部科学大臣をはじめとする関係者及び国民の重要な関心事項である。</p> <p>もとより、国立大学法人等の業務が効果的かつ効率的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会により行われるものである。</p> <p>また、会計監査人による監査は国立大学法人等が作成した財務諸表等の適</p>	<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>国立大学法人等の制度の特徴は、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の状況について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに応じた業務を実施することにある。また、国立大学法人等は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、業務の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、国立大学法人等の業務が効果的かつ効率的に実施されたかについては、文部科学大臣を<b>始はじめ</b>とする関係者及び国民の重要な関心事項である。</p> <p>もとより、国立大学法人等の業務が効果的かつ効率的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会により行われるものである。</p> <p>また、会計監査人による監査は国立大学法人等が作成した財務諸表等の適</p>



現 行	改 訂 後
<p>正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、国立大学法人等の業務が効果的かつ効率的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等（経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。）の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>しかしながら、国立大学法人等の業務が効果的かつ効率的に実施されたかについては、文部科学大臣をはじめとする関係者及び国民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものと考ええる。このため、国立大学法人等の会計監査人は、財務諸表監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、国立大学法人等の長及び監事に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、財務諸表等監査の実施過程において、国立大学法人等の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているものと考ええる。</p> <p>なお、会計監査人が監査の実施過程で非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、関連書類・資料の閲覧、関係者への質問、専門家の意見の聴取等の適切な手続きを実施し、教育研究の特性にも配慮してその妥当性を判断する必要がある。</p>	<p>正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、国立大学法人等の業務が効果的かつ効率的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等（経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。）の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>しかしながら、国立大学法人等の業務が効果的かつ効率的に実施されたかについては、文部科学大臣を<b>始</b>はじめとする関係者及び国民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものと考ええる。このため、国立大学法人等の会計監査人は、財務諸表監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、国立大学法人等の長及び監事に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、財務諸表等監査の実施過程において、国立大学法人等の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているものと考ええる。</p> <p>なお、会計監査人が監査の実施過程で非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、関連書類・資料の閲覧、関係者への質問、専門家の意見の聴取等の適切な手続きを実施し、教育研究の特性にも配慮してその妥当性を判断する必要がある。</p>
<p>第4章 会計監査人の独立性 第4節 監査責任者の交替について</p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが公認会計士法に定められている。</p> <p>このような観点は、公的な主体である国立大学法人等の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に亘って同一国立大学法人等の会計監査を</p>	<p>第4章 会計監査人の独立性 第4節 監査責任者の交替について</p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが公認会計士法に定められている。</p> <p>このような観点は、公的な主体である国立大学法人等の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に亘って同一国立大学法人等の会計監査を</p>

現 行	改 訂 後
<p>担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>国立大学法人等の会計監査は公認会計士又は監査法人により行われることから、監査責任者の交替ルールは、公認会計士法が規定するルールによりつつ、他方、国立大学法人等の基本的な制度である中期目標及び中期計画期間との関連を踏まえたものとする必要がある。</p> <p>具体的には、法人法上、中期目標期間が6年間とされていることにかんがみ、国立大学法人等の連続する6事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後2年間は、原則として、当該国立大学法人等の会計監査における監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立することとする。</p>	<p>担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>国立大学法人等の会計監査は公認会計士又は監査法人により行われることから、監査責任者の交替ルールは、公認会計士法が規定するルールによりつつ、他方、国立大学法人等の基本的な制度である中期目標及び中期計画期間との関連を踏まえたものとする必要がある。</p> <p>具体的には、法人法上、中期目標期間が6年間とされていることに鑑かんがみ、国立大学法人等の連続する6事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後、<u>会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、2年間は</u>原則として、当該国立大学法人等の会計監査における監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立すること<u>が適切であると考え</u>るとする。</p>
<p>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</p> <p>第1節 会計監査人の職務</p> <p>(1) 会計監査人と被監査国立大学法人等との関係について</p> <p>会計監査人は、準用通則法第40条の規定により文部科学大臣に選任され、被監査国立大学法人等と会計監査契約を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施するものである。会計監査人が被監査国立大学法人等と会計監査契約を締結する際、当該被監査国立大学法人等の機関で会計監査人の相手方となる者は、当該被監査国立大学法人等の代表機関であり、通常は国立大学法人等の長である。</p> <p>また、中央省庁等改革の推進に関する方針III18.(2)の趣旨を踏まえ、被監査国立大学法人等の監査における会計監査人と監事の各々の監査業務を円滑に遂行する観点から、国立大学法人等の長は、当該会計監査契約を締結しようとするときは、監事の意見を聴くことが必要である。</p>	<p>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</p> <p>第1節 会計監査人の職務</p> <p>(1) 会計監査人と被監査国立大学法人等との関係について</p> <p>会計監査人は、準用通則法第40条の規定により文部科学大臣に選任され、被監査国立大学法人等と会計監査契約を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施するものである。会計監査人が被監査国立大学法人等と会計監査契約を締結する際、当該被監査国立大学法人等の機関で会計監査人の相手方となる者は、当該被監査国立大学法人等の代表機関であり、通常は国立大学法人等の長である。</p> <p>また、中央省庁等改革の推進に関する方針III18.(2)の趣旨を踏まえ、被監査国立大学法人等の監査における会計監査人と監事の各々の監査業務を円滑に遂行する観点から、国立大学法人等の長は、当該会計監査契約を締結しようとするときは、監事の意見を聴くことが必要である。</p>

現 行	改 訂 後
<p>国立大学法人等の財務諸表等の作成の最終的な責任と権限は、当該国立大学法人等の長に属するものである。したがって、被監査国立大学法人等において、会計監査人が監査報告書等を提出する相手方は、当該国立大学法人等の長である。</p> <p>また、会計監査人との連携の確保による監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、監査報告書等を国立大学法人等の長に提出する際には、当該監査報告書等を監に対して提出すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>(2) 会計監査人と監事の関係について</p> <p>国立大学法人等の監事については、法人法第11条第4項及び同法第25条第4項に国立大学法人等の業務を監査する旨定められている。一方、会計監査人については、準用通則法第39条第1項に国立大学法人等の財務諸表等を監査する旨定められている。</p> <p>この法人法第11条第4項及び同法第25条第4項に定める監事の職務及び権限は、国立大学法人等の財務諸表等の監査を包含するものであり、その監査の対象の範囲は、当該国立大学法人等が、準用通則法第39条第1項に基づき会計監査人の監査を受けることにより変化するものではない。</p> <p>したがって、当該国立大学法人等が準用通則法第39条第1項に基づく会計監査人の監査を受ける場合であっても、監事は、会計監査人が監査を行う前述の財務諸表等についても、会計監査人の監査とは別にその職務と権限に基づき監査を行い、準用通則法第38条第2項の規定に基づき、当該国立大学法人等が、事業年度の終了後に当該財務諸表を文部科学大臣に提出するときは、会計監査人が作成する会計監査報告と併せて自らの監査報告を作成するものとされており、この場合において会計監査人の監査と監事の監査が併存するものと解される。</p>	<p>国立大学法人等の財務諸表等の作成の最終的な責任と権限は、当該国立大学法人等の長に属するものである。したがって、被監査国立大学法人等において、会計監査人が監査報告書等を提出する相手方は、当該国立大学法人等の長である。</p> <p>また、会計監査人との連携の確保による監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、監査報告書等を国立大学法人等の長に提出する際には、当該監査報告書等を監に対して提出すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>(2) 会計監査人と監事の関係について</p> <p>国立大学法人等の監事については、法人法第11条第4項及び同法第25条第4項に国立大学法人等の業務を監査する旨定められている。一方、会計監査人については、準用通則法第39条第1項に国立大学法人等の財務諸表等を監査する旨定められている。</p> <p>この法人法第11条第4項及び同法第25条第4項に定める監事の職務及び権限は、国立大学法人等の財務諸表等の監査を包含するものであり、その監査の対象の範囲は、当該国立大学法人等が、準用通則法第39条第1項に基づき会計監査人の監査を受けることにより変化するものではない。</p> <p>したがって、当該国立大学法人等が準用通則法第39条第1項に基づく会計監査人の監査を受ける場合であっても、監事は、会計監査人が監査を行う前述の財務諸表等についても、会計監査人の監査とは別にその職務と権限に基づき監査を行い、準用通則法第38条第2項の規定に基づき、当該国立大学法人等が、事業年度の終了後に当該財務諸表を文部科学大臣に提出するときは、会計監査人が作成する会計監査報告と併せて自らの監査報告を作成するものとされており、この場合において会計監査人の監査と監事の監査が併存するものと解される。</p>



現 行	改 訂 後
<p>ただし、監事は、財務諸表等の監査においては、会計監査人が会計の職業的専門家として財務諸表等の監査を行うものであることを前提とし、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、当該会計監査人の監査の結果を利用し自らの意見を述べるができる。</p> <p>なお、会計監査人は、監事が会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を適切に判断できるよう、会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項を監事に対して通知することが必要である。</p> <p>また、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）では、独立行政法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入する観点から「監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化」を求めている。その中では、監事と会計監査人との連携を強化し、監事機能の実効性を向上させ、監事が行う監査の質の向上を図ることとしている。これを受けて準用通則法第 3 9 条の 2 第 1 項において会計監査人の監事への報告義務が規定され、同条第 2 項において監事の会計監査人に対する報告徴収権が規定されている。</p> <p>(3) 会計監査人と文部科学大臣等との関係について</p> <p>会計監査人と文部科学大臣、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会及び総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「文部科学大臣等」という。）との関係について、会計監査人は、準用通則法第 4 0 条の規定に基づき、文部科学大臣に選任されるものであるが、いわゆる上級庁一下級庁の関係に立つものではなく、文部科学大臣等は、会計監査人に対して報告を要求する権限を有してはいない。</p> <p>この場合、会計監査人が業務上知り得た被監査国立大学法人等の情報を文部科学大臣等に提供することについて、公認会計士の守秘義務を定めた公認会</p>	<p>ただし、監事は、財務諸表等の監査においては、会計監査人が会計の職業的専門家として財務諸表等の監査を行うものであることを前提とし、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、当該会計監査人の監査の結果を利用し自らの意見を述べるができる。</p> <p>なお、会計監査人は、監事が会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を適切に判断できるよう、会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項を監事に対して通知することが必要である。</p> <p>また、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）では、独立行政法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入する観点から「監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化」を求めている。その中では、監事と会計監査人との連携を強化し、監事機能の実効性を向上させ、監事が行う監査の質の向上を図ることとしている。これを受けて準用通則法第 3 9 条の 2 第 1 項において会計監査人の監事への報告義務が規定され、同条第 2 項において監事の会計監査人に対する報告徴収権が規定されている。</p> <p>(3) 会計監査人と文部科学大臣等との関係について</p> <p>会計監査人と文部科学大臣、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会及び総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「文部科学大臣等」という。）との関係について、会計監査人は、準用通則法第 4 0 条の規定に基づき、文部科学大臣に選任されるものであるが、いわゆる上級庁一下級庁の関係に立つものではなく、文部科学大臣等は、会計監査人に対して報告を要求する権限を有してはいない。</p> <p>この場合、会計監査人が業務上知り得た被監査国立大学法人等の情報を文部科学大臣等に提供することについて、公認会計士の守秘義務を定めた公認会</p>

現 行	改 訂 後
<p>計士法第27条の正当な理由に該当するかどうかの問題となる。正当な理由に該当するかどうかの判断は、情報提供により失われる当該法人の利益と、文部科学大臣等に情報が提供されることにより得られる利益を比較衡量すべきものと解されている。この点については、</p> <p>① 株式会社の場合、原則として定時総会で財務諸表の承認を得ることとされているが会社法第398条第2項の規定に基づき定時総会の決議があったときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。国立大学法人等においても、文部科学大臣から財務諸表の承認を受けることとされており、その際に文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされている。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、国立大学法人等では文部科学大臣が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が文部科学大臣等に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解すべきである。</p> <p>② 国立大学法人等の制度は、法人に対する国の事前関与を最小限にする一方、各府省に置かれる国立大学法人評価委員会及び総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会による事後チェックが極めて重要なものと位置付けられている。また、国立大学法人等はいわゆる公法人であり、その情報を外部へ開示する必要性が民間と比べて高い。</p> <p>したがって、会計監査人が文部科学大臣等に対して情報を提供することにつき正当な理由があると考えられる範囲は、財務諸表の承認にとどまらず、法令の規定による事後チェック等のために必要なことにも及ぶと解することが適当である。</p>	<p>計士法第27条の正当な理由に該当するかどうかの問題となる。正当な理由に該当するかどうかの判断は、情報提供により失われる当該法人の利益と、文部科学大臣等に情報が提供されることにより得られる利益を比較衡量すべきものと解されている。この点については、</p> <p>① 株式会社の場合、原則として定時<u>株主</u>総会で<u>計算書類財務諸表</u>の承認を得ることとされているが会社法第398条第2項の規定に基づき定時<u>株主</u>総会の決議があったときは、会計監査人は、定時<u>株主</u>総会に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。国立大学法人等においても、文部科学大臣から財務諸表の承認を受けることとされており、その際に文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされている。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、国立大学法人等では文部科学大臣が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が文部科学大臣等に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解すべきである。</p> <p>② 国立大学法人等の制度は、法人に対する国の事前関与を最小限にする一方、各府省に置かれる国立大学法人評価委員会及び総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会による事後チェックが極めて重要なものと位置付けられている。また、国立大学法人等はいわゆる公法人であり、その情報を外部へ開示する必要性が民間と比べて高い。</p> <p>したがって、会計監査人が文部科学大臣等に対して情報を提供することにつき正当な理由があると考えられる範囲は、財務諸表の承認にとどまらず、法令の規定による事後チェック等のために必要なことにも及ぶと解することが適当である。</p>

現 行	改 訂 後
<p>以上を踏まえると、会計監査人は、業務上知り得た被監査国立大学法人等の情報について、財務諸表の承認や業務実績に対する事後評価等に関し文部科学大臣等に情報提供を行うことができることとすることが適切である。</p> <p>ただし、国立大学法人等の制度上、法人に対する国の事前関与は最小限とされており、文部科学大臣等への報告事項も法令に限定されていることから、文部科学大臣等が情報提供を求めるのは、法令に規定された権限の行使に関連した事項に限るべきである。文部科学大臣等が会計監査人に対し情報提供を求める際は、その情報が、どういう権限の行使のために必要と考えられるかに関し法令上の根拠を示す必要がある。</p> <p>国立大学法人等の制度においては、会社法第398条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において予め合意をしておく必要がある。具体的には、文部科学大臣等から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において文部科学大臣に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が文部科学大臣等に対し業務上知り得た被監査国立大学法人等の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>他方、会計監査人は、文部科学大臣等が法令上規定する権限の行使に伴い必要とされる場合には、文部科学大臣等に対して適時かつ適切に情報の提供を行うことが期待される。</p> <p>なお、会計監査人が被監査国立大学法人等の同意を得て、業務上知り得た被監査国立大学法人等の情報を提供した場合であっても、会計監査人が当該行為により第三者に損害を与えた場合は、被監査国立大学法人等の同意を得ていることをもって、会計監査人は、当該第三者に対する不法行為責任等を当然に免れるものではない。</p>	<p>以上を踏まえると、会計監査人は、業務上知り得た被監査国立大学法人等の情報について、財務諸表の承認や業務実績に対する事後評価等に関し文部科学大臣等に情報提供を行うことができることとすることが適切である。</p> <p>ただし、国立大学法人等の制度上、法人に対する国の事前関与は最小限とされており、文部科学大臣等への報告事項も法令に限定されていることから、文部科学大臣等が情報提供を求めるのは、法令に規定された権限の行使に関連した事項に限るべきである。文部科学大臣等が会計監査人に対し情報提供を求める際は、その情報が、どういう権限の行使のために必要と考えられるかに関し法令上の根拠を示す必要がある。</p> <p>国立大学法人等の制度においては、会社法第398条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において予め合意をしておく必要がある。具体的には、文部科学大臣等から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において文部科学大臣に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が文部科学大臣等に対し業務上知り得た被監査国立大学法人等の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>他方、会計監査人は、文部科学大臣等が法令上規定する権限の行使に伴い必要とされる場合には、文部科学大臣等に対して適時かつ適切に情報の提供を行うことが期待される。</p> <p>なお、会計監査人が被監査国立大学法人等の同意を得て、業務上知り得た被監査国立大学法人等の情報を提供した場合であっても、会計監査人が当該行為により第三者に損害を与えた場合は、被監査国立大学法人等の同意を得ていることをもって、会計監査人は、当該第三者に対する不法行為責任等を当然に免れるものではない。</p>

現 行	改 訂 後
<p>第6章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準 第1節 基本的な考え方</p> <p>準用通則法第39条に定める国立大学法人等に対する会計監査人の監査は、法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査の基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための重要な社会基盤である。</p> <p>また、準用通則法第39条に定める会計監査人の監査は、公共的な業務を行う国立大学法人等に対する法定監査として独立行政法人とともに初めて導入されたものである。</p> <p>これらの諸点を勘案するならば、監査の基準の必要性が強く認識されなければならない。</p> <p>監査の基準の作成に当たっては、監査実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約すべきと考えるが、公会計監査に関する蓄積の乏しい現状においては、監査の基準の作成に関して国立大学法人等や独立行政法人を始めとする公的部門の監査実務に依拠することは現実的ではない。</p> <p>そこで、会計監査に係る蓄積が豊富な企業会計の監査基準を参考に、国立大学法人等の公共的性格を勘案して、演繹的に国立大学法人等の監査基準を策定することが適切であるという認識に立つものである。</p> <p>国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、準用通則法第39条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければな</p>	<p>第6章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準 第1節 基本的な考え方</p> <p>準用通則法第39条に定める国立大学法人等に対する会計監査人の監査は、法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査の基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための重要な社会基盤である。</p> <p>また、準用通則法第39条に定める会計監査人の監査は、公共的な業務を行う国立大学法人等に対する法定監査として独立行政法人とともに初めて導入されたものである。</p> <p>これらの諸点を勘案するならば、監査の基準の必要性が強く認識されなければならない。</p> <p>監査の基準の作成に当たっては、監査実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約すべきと考えるが、公会計監査に関する蓄積の乏しい現状においては、監査の基準の作成に関して国立大学法人等や独立行政法人を始めとする公的部門の監査実務に依拠することは現実的ではない。</p> <p>そこで、会計監査に係る蓄積が豊富な企業会計の監査基準を参考に、国立大学法人等の公共的性格を勘案して、演繹的に国立大学法人等の監査基準を策定することが適切であるという認識に立つものである。</p> <p>国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、準用通則法第39条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければな</p>

現 行	改 訂 後
<p>らない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が国立大学法人等との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p>国立大学法人等の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進展することが想定される。この観点から、監査の基準は、今後とも充実と改善を図る必要があり、今後関係者が協議の上で適切に対処することが必要と考える。</p>	<p>らない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が国立大学法人等との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p><del>国立大学法人等の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進展することが想定される。この観点から、監査の基準は、今後とも充実と改善を図る必要があり、今後関係者が協議の上で適切に対処することが必要と考える。</del></p>
<p>第2節 監査の目的</p> <p>1 準用通則法第39条に定める会計監査人の監査の目的は、国立大学法人等の長が法人法及び一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、国立大学法人等の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 財務諸表等の表示が適正である旨の会計監査人の意見は、財務諸表等には、全体として重要な虚偽の表示がないということ及び財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠していることについて、合理的な保証を得たとの会計監査人の判断を含んでいる。</p>	<p>第2節 監査の目的</p> <p>1 準用通則法第39条に定める会計監査人の監査の目的は、国立大学法人等の長が法人法及び一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、国立大学法人等の財政状態、運営状況等財務運営の状況を<del>全</del><u>全て</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 財務諸表等の表示が適正である旨の会計監査人の意見は、財務諸表等には、全体として重要な虚偽の表示がないということ及び財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠していることについて、合理的な保証を得たとの会計監査人の判断を含んでいる。</p>
<p>第3節 一般基準</p> <p>1 準用通則法第39条に定める会計監査人の監査は、監査人として適切な専門能力と実務経験を有し、かつ、当該国立大学法人等に対して独立の立場にある者によって行われなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等</p>	<p>第3節 一般基準</p> <p>1 準用通則法第39条に定める会計監査人の監査は、監査人として適切な専門能力と実務経験を有し、かつ、当該国立大学法人等に対して独立の立場にある者によって行われなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等</p>



現 行	改 訂 後
<p>から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。</p> <p>4 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。</p> <p>5 会計監査人の監査とは、国立大学法人等の長が作成した財務諸表等の表示の適正性等に関する監査であるが、財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点を含むものとする。</p> <p>6 会計監査人は、監査手続の実施過程において、国立大学法人等の非効率的な取引等の発見に努めなければならない。なお、会計監査人が監査の実施過程で非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、関連書類・資料の閲覧、関係者への質問、専門家の意見の聴取等の適切な手続きを実施し、教育研究の特性にも配慮してその妥当性を判断する必要がある。</p> <p>7 会計監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録した、監査調書を作成しなければならない。監査調書は、会計監査人が職業的専門家としての正当な注意を払って監査を実施し、監査報告書を作成したことを立証するための資料となる。したがって、監査調書は、完全性、秩序性、明瞭性、正確性及び経済性の諸要件を具備しなければならない。</p> <p>会計監査人は、監査終了後も相当の期間監査調書を整理保存し、被監査国立大学法人等の許可なくして、その全部又は一部を他人に示してはならない。</p> <p>8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監</p>	<p>から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。</p> <p>4 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。</p> <p>5 会計監査人の監査とは、国立大学法人等の長が作成した財務諸表等の表示の適正性等に関する監査であるが、財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点を含むものとする。</p> <p>6 会計監査人は、監査手続の実施過程において、国立大学法人等の非効率的な取引等の発見に努めなければならない。なお、会計監査人が監査の実施過程で非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、関連書類・資料の閲覧、関係者への質問、専門家の意見の聴取等の適切な手続きを実施し、教育研究の特性にも配慮してその妥当性を判断する必要がある。</p> <p>7 会計監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録した、監査調書を作成しなければならない。監査調書は、会計監査人が職業的専門家としての正当な注意を払って監査を実施し、監査報告書を作成したことを立証するための資料となる。したがって、監査調書は、完全性、秩序性、明瞭性、正確性及び経済性の諸要件を具備しなければならない。</p> <p>会計監査人は、監査終了後も相当の期間監査調書を整理保存し、被監査国立大学法人等の許可なくして、その全部又は一部を他人に示してはならない。</p> <p>8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監</p>

現 行	改 訂 後
<p>督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、すべての監査が一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続きを定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。</p> <p>9 会計監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。</p> <p>10 会計監査人は、被監査国立大学法人等の公共的性格を十分に認識し、適切な監査を行わなければならない。</p>	<p>督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、<u>全て</u>の監査が一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と<u>手続き</u>を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。</p> <p>9 会計監査人は、業務上知り得た<u>秘密事項</u>を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。</p> <p>10 会計監査人は、被監査国立大学法人等の公共的性格を十分に認識し、適切な監査を行わなければならない。</p>
<p>第5節 報告基準</p> <p>第1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、国立大学法人等の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人等の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) 決算報告書が国立大学法人等の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</p> <p>2 財務諸表に対する意見表明には、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為がないかどうかについての意見表明を含むものでな</p>	<p>第5節 報告基準</p> <p>第1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、国立大学法人等の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を<u>全て</u>の重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人等の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) 決算報告書が国立大学法人等の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</p> <p>2 財務諸表に対する意見表明には、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為がないかどうかについての意見表明を含むものでな</p>

現 行	改 訂 後
<p>なければならない。</p> <p>3 会計監査人は上記の監査報告書のうち、財務諸表及び決算報告書に係る部分と同一のものを準用通則法第38条第2項に定める財務諸表及び決算報告書に関する会計監査報告として提出しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、国立大学法人等の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を明らかにした書類を、国立大学法人等の長に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、国立大学法人等の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。</p> <p>7 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。</p> <p>8 会計監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して適切に形成されているこ</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 会計監査人は上記の監査報告書のうち、財務諸表及び決算報告書に係る部分と同一のものを準用通則法第38条第2項に定める財務諸表及び決算報告書に関する会計監査報告として提出しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、国立大学法人等の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を明らかにした書類を、国立大学法人等の長に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、国立大学法人等の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。</p> <p>7 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。</p> <p>8 会計監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して適切に形成されているこ</p>

現 行	改 訂 後
<p>とを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</p>	<p>とを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</p>
<p>第2 監査報告書の記載区分</p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、監査の対象、国立大学法人等の長の責任、会計監査人の責任及び会計監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、連結財務諸表に係る監査報告書を個別財務諸表等に係る監査報告書とは別に作成しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告については、財務諸表に対する監査とは別の区分を設けて監査報告書に記載しなければならない。</p>	<p>第2 監査報告書の記載区分</p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、<u>会計監査人の意見、意見の根拠、監査の対象</u>、国立大学法人等の長<u>及び監事</u>の責任、会計監査人の責任<u>及び会計監査人の意見</u>を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書に<u>記載するに当たっては、別に区分を設けておいて情報として追記する場合には</u>、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、連結財務諸表に係る監査報告書を個別財務諸表等に係る監査報告書とは別に作成しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告については、財務諸表に対する監査とは別の区分を設けて監査報告書に記載しなければならない。</p>
<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、国立大学法人等の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる国立大学法人の会計の基準に準拠して、国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」</p>	<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、国立大学法人等の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる国立大学法人の会計の基準に準拠して、国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を<u>全て</u>の重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正</p>

現 行	改 訂 後
<p>という。)を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 監査の対象</p> <p>監査対象とした財務諸表等の範囲</p> <p>(2) 国立大学法人等の長の責任</p> <p>財務諸表の作成責任は国立大学法人等の長にあること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は国立大学法人等の長にあること</p> <p>(3) 会計監査人の責任</p> <p>会計監査人の責任は、独立の立場から、財務諸表に対する意見を表明することにあること、一般に公正妥当と認められる国立大学法人の監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続きを含むこと、監査は国立大学法人等の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに国立大学法人等の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること、当該基礎には会計監査人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人等の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいること</p> <p>(4) 監査意見</p>	<p>意見」という。)を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) <u>会計監査人の意見監査の対象</u></p> <p><u>監査対象とした財務諸表等の範囲、財務諸表が一般に公正妥当と認められる国立大学法人の会計の基準に準拠して、国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められること</u></p> <p>(2) <u>意見の根拠</u></p> <p><u>一般に公正妥当と認められる国立大学法人の監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること、当該基礎には会計監査人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人等の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいること</u></p> <p>(32) 国立大学法人等の長及び監事の責任</p> <p><u>国立大学法人等の長には、財務諸表の作成責任が国立大学法人等の長にあること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任が国立大学法人等の長にあること</u></p> <p><u>監事には、財務報告プロセスを監視する責任があること</u></p> <p>(43) 会計監査人の責任</p> <p>会計監査人の責任は、独立の立場から、財務諸表に対する意見を表明することにあること、<del>一般に公正妥当と認められる国立大学法人の監査の基準に準拠して監査を行ったこと、</del></p> <p><u>国立大学法人の</u>監査の基準は会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表</p>



現 行	改 訂 後
<p>財務諸表が一般に公正妥当と認められる国立大学法人の会計の基準に準拠して、国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</p>	<p>示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続きを含むこと、監査は国立大学法人等の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに国立大学法人等の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、<u>監事との適切な連携を図ること監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること、当該基礎には会計監査人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人等の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいること</u></p> <p><del>(4) 監査意見</del></p> <p><del>財務諸表が一般に公正妥当と認められる国立大学法人の会計の基準に準拠して、国立大学法人等の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</del></p>
<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、国立大学法人等の長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない</p>	<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、国立大学法人等の長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に別に区分を設けて、除外した不適切な事項、及び財務諸表に与えている影響及び</u></p>

現 行	改 訂 後
<p>い。</p> <p>2 会計監査人は、国立大学法人等の長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>	<p><u>これらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由</u>を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、国立大学法人等の長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に別に区分を設けて</u>、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>
<p>第5 監査範囲の制約</p> <p>1 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、他の会計監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、さらに当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続</p>	<p>第5 監査範囲の制約</p> <p>1 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に別に区分を設けて</u>、実施できなかった監査手続、<u>及び</u>当該事実が影響する事項<u>及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由</u>を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、他の会計監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、さらに当該事項について</p>

現 行	改 訂 後
<p>を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。</p>	<p>て、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。</p>
<p>第7 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、国立大学法人等の長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(2) (ア) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか</p> <p>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人等の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) 決算報告書が国立大学法人等の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 監査の対象</p> <p>利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書</p>	<p>第7 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、国立大学法人等の長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(2) (ア) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか</p> <p>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人等の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) 決算報告書が国立大学法人等の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) <b>会計監査人の報告監査の対象</b></p> <p><b>監査の対象</b>が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び</p>

現 行	改 訂 後
<p>(2) 国立大学法人等の長の責任 利益処分案、事業報告書及び決算報告書の作成責任は国立大学法人等の長にあること</p> <p>(3) 会計監査人の責任 会計監査人の責任は、独立の立場から、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、報告を行うことにあること</p> <p>(4)利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>(7) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</p> <p>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人等の財政状態及び運営状況を正しく示していると認められるかどうか</p> <p>(ウ) 決算報告書が国立大学法人等の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められるかどうか</p>	<p>決算報告書<u>であること</u></p> <p><u>利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告</u></p> <p><u>(7) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</u></p> <p><u>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人等の財政状態及び運営状況を正しく示していると認められるかどうか</u></p> <p><u>(ウ) 決算報告書が国立大学法人等の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められるかどうか</u></p> <p>(2) 国立大学法人等の長<u>及び監事</u>の責任</p> <p><u>国立大学法人等の長には、利益処分案、事業報告書及び決算報告書の作成責任が国立大学法人等の長にあること</u></p> <p><u>監事には、財務報告プロセスを監視する責任があること</u></p> <p>(3) 会計監査人の責任 会計監査人の責任は、独立の立場から、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、報告を行うことにあること</p> <p><del>(4)利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</del></p> <p><del>(7) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</del></p> <p><del>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人等の財政状態及び運営状況を正しく示していると認められるかどうか</del></p> <p><del>(ウ) 決算報告書が国立大学法人等の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められるかどうか</del></p>